

令和元年8月8日

諮問番号 平成30年度諮問第2号（平成31年1月23日諮問）
事件名 個人情報部分開示決定取消請求事件（処分庁 香芝市長）
事件番号 平成30年度審査請求第2号
審査庁 香芝市長

答申書

審査請求人 ○ ○ ○ ○（以下「審査請求人」という。）からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

審査会の結論

本件処分のうち、個人面接の各評価者を表記したローマ字及び個人面接において各評価者が審査請求人に対してした評価の合計点及び平均点を不開示とした部分はこれを取り消し、その余の請求についてはこれを棄却すべきである。

理由

第1 審査請求の趣旨

香芝市長が審査請求人に対し平成30年12月26日付け「香人第○○号」でした部分開示決定処分のうち、不開示とした部分を取り消し、開示する。

第2 事案の概要

1 経緯

本件は、審査請求人が香芝市長（以下「市長」という。）に対し、香芝市個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき、「開示請求者の香芝市職員採用試験申込書Ⅰ及び同Ⅱ、資格証明書、2次及び3次面接評価結果等の書面（適応指導教室指導員選考結果）」の開示を請求したところ、市長が、個人面接における各評価者による審査請求人を含む各受験者に対する評価点等を不開示とした（以下「本件処分」という。）ので、審査請求人が、本件処分のうち不開示とした部分を取り消し、開示することを求めるものである。

2 市長が不開示とした理由

試験官ごとの点数内訳や試験官人数その他採点に関する記述は、実施機関が行う試験に関する情報であって、開示することにより、今後、試験官の柔軟、率直な評価等が困難になる等採用試験事務等の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるから、条例第13条第5号が定める不開示情報に当たる。

3 前提事実等

(1) 条例

条例は、その第11条第1項で「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と定め、第13条は柱書で「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と定めるとともに、第5号で「実施機関又は国等が行う監査、検査、取締り、試験、租税の賦課若しくは徴収、契約、交渉、争訟、調査、研究、教育、人事その他の事務又は事業に関する情報であって開示することにより当該事務若しくは事業（将来の同種の事務又は事業を含む。）の目的が損なわれるおそれ又は公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と定めている。

(2) 市長が本件処分において不開示とした情報

市長が本件処分において不開示とした情報は次のとおりである。

ア 審査請求人以外の各受験者の受験番号並びに氏名及びフリガナ

イ 個人面接における各評価者

ウ 審査請求人以外の各受験者に係る

a 個人面接における各評価者による評価点とその合計点、平均点、100点換算点及び順位

b 1次試験における得点及び順位

c 合格区分

エ 審査請求人に係る個人面接における各評価者による評価点とその合計点及び平均点

第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

本件処分において不開示とされた情報が条例の定める不開示情報に該当するかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

(審査請求人)

ア 市長は不開示理由を「採用試験の公正かつ適切な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるため」としているが、具体的にどのような「公正かつ適切な実施に著しい支障を及ぼすおそれ」があるか不明である。

イ 香芝市教育委員会は、審査請求人がした平成30年度の教育指導員及び中学校臨時講師の採用試験に係る自己情報の開示請求に対し、平成30年5月25日付け「香教総第〇〇号」で、個人面接における各評価者による審査請求人に対する評価点を開示している。本件処分は、同じ香芝市がした決定であるのに平成30年5月25日付け「香教総第〇〇号」でした処分と整合性を欠くものである。

(市長)

ア 面接における受験者の率直な評価による点数は、各試験官が一定の方法に従って中立公正に評価を行っても、個々の評価に幅が出るという特性があり、これらを開示することが前提となれば、記載内容に対する質問や批判等をおそれ、面接官が率直な評価を控えることで面接が形骸化し、当該事務の目的及び意義が失われるおそれがあり、試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第13条第5号に該当する。

イ 審査請求人が主張する教育委員会が実施した試験は地方公務員法第22条に定める臨時的任用のための試験であるのに対して、本件試験

は同法第15条の2第1項第1号に定める採用のための試験であってその性質を異にする。また前者が教育委員会の職員による面接によって選考されるのに対し、後者は香芝市職員任用試験委員会を經由して実施される競争試験であり、採用後も条件付き採用職員として能力の検証を受ける。さらに、本件試験は、試験の種類やそれに対する評価基準がより複雑であり、評価についても委員会の委員がより高度で専門的な視点による評価が必要であることから教育委員会が実施した試験とは性質を異にする。

第4 当審査会の判断

- 1 まず、市長が本件処分において不開示とした情報のうち、
 - ア 審査請求人以外の各受験者の受験番号並びに氏名及びフリガナ
 - イ 審査請求人以外の各受験者に係る
 - a 個人面接における各評価者による評価点とその合計点、平均点、100点換算点及び順位
 - b 1次試験における得点及び順位
 - c 合格区分

は、そもそも条例が審査請求人に対して開示請求の対象として定める審査請求人を本人とする保有個人情報には当たらないから、本件処分のうち、これらを不開示とした部分に違法又は不当はない。

- 2 次に、個人面接における各評価者は、それぞれA、B、C、D、Eのローマ字で表記されていることから、これが開示されたとしても、評価者が5名であることが判明するだけである。市長は「試験官の人数」をもって条例の定める不開示情報であると主張するが、その主張に具体性がなく、採用することはできない。したがって、各評価者を表記したローマ字がその開示によって自由な採点に支障が生じるおそれがあるなどの条例第13条第5号が定める不開示情報に当たると解することはできない。
- 3 また、個人面接において各評価者が審査請求人に対してした評価の合計点及び平均点は、評価者5名による各評価点の単純集計に過ぎず、これら

が条例の定める不開示情報に当たるとする市長の主張には具体性がなく、採用することはできない。したがって、これら合計点と平均点はその開示によって自由な採点に支障が生じるおそれがあるなどの条例第13条第5号が定める不開示情報に当たると解することはできない。

4 それに対して、個人面接において各評価者が審査請求人に対してした各評価点は、それが開示されると、評価者の中には、自己及び自己がした評価の双方が特定され、関係者から非難されることを危惧するあまり、自由かつ率直な評価をすることに躊躇し、適切な評価に困難をきたす者がでるおそれがあるが、このようなおそれは特に評価者の人数が少なく、かつ評価者が、社会生活上、受験者に特定され又は特定され得る者である場合にはなおさらであり、その結果、面接試験ひいては試験事務の目的が損なわれるおそれがあることは経験則に照らして合理的に推論し得るところである。

したがって、個人面接において各評価者が審査請求人に対してした各評価点は条例第13条第5号が定める不開示情報に当たると解すべきである。

以上のとおりであるから当審査会は審査会の結論のとおり答申する。

香芝市情報公開・個人情報保護審査会

会長 金谷 重樹